

(第一類 第一号)

第百二十三回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 五 号

(三三三)

平成四年三月二十四日(火曜日)

午後零時二分開議

出席委員

委員長 板井 新吾

理事 浅野 勝人君 理事 井上 喜一君

理事 御法川 英文君 理事 山口 俊一君

理事 上田 卓三君 理事 田口 健二君

理事 山田 英介君 理事 吹田 愷君

理事 高島 修君 理事 佐藤 徳雄君

理事 大出 俊君 理事 山中 邦紀君

理事 嶋崎 謙君 理事 三浦 久君

理事 山元 勉君 理事 和久 一仁君

理事 和田 一仁君

出席國務大臣

國務大臣 岩崎 純三君

(總務庁長官)

出席政府委員

總務庁長官官房 八木 俊道君

委員外の出席者

内閣委員会調査 富成 敏夫君

室長

三月十八日

一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機

関の休日に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第七六号)

同月十三日

旧満洲航空株式會社職員を恩給法令に外国特殊

機關職員として追加規定に関する請願外六件

(片岡武司君紹介)(第四七二号)

同(浅野勝人君紹介)(第五〇〇号)

同外十一件(虎島和夫君紹介)(第五〇一号)

同(竹内勝彦君紹介)(第五七八号)

同外一件(吹田愷君紹介)(第六〇九号)

同外八件(渡瀬憲明君紹介)(第六一〇号)

第一類第一号 内閣委員会議録第五号 平成四年三月二十四日

元日亦救護看護婦及び元陸海軍従軍看護婦慰勞

給付金未受給者に対する処遇に関する請願外二

件(竹内勝彦君紹介)(第五七六号)

同(山元勉君紹介)(第五七七号)

同(栗原祐幸君紹介)(第六一一号)

同(嶋崎謙君紹介)(第六一二号)

同外五件(戸塚進也君紹介)(第六一三三三)

同(御法川英文君紹介)(第六一四四号)

同外一件(山口俊一君紹介)(第六一五五号)

同外四件(渡瀬憲明君紹介)(第六一六六号)

同月二十四日

元日亦救護看護婦及び元陸海軍従軍看護婦慰勞

給付金未受給者に対する処遇に関する請願(佐

藤徳雄君紹介)(第六六四号)

同(嶋崎謙君紹介)(第六六五号)

同(高沢寅男君紹介)(第六六六号)

同(上田卓三君紹介)(第六六九五号)

同外三件(小沢辰男君紹介)(第六六九六号)

同(大内啓伍君紹介)(第六六九七号)

同(嶋崎謙君紹介)(第七四三三三)

同(田口健二君紹介)(第七四四四号)

同(常松裕志君紹介)(第七四四五号)

同(浅野勝人君紹介)(第七六六六号)

同(佐藤敬治君紹介)(第七六七七号)

同(嶋崎謙君紹介)(第七六八八号)

同外一件(高島修君紹介)(第七六九九号)

同(常松裕志君紹介)(第七七〇〇号)

同外口玉子君紹介(第七七一七号)

同外八件(吹田愷君紹介)(第七七二二二)

同(嶋崎謙君紹介)(第八二二六号)

同(常松裕志君紹介)(第八二二七号)

青少年健全育成のためのコミック雑誌等有害図

書に対する法的規制に関する請願(山下元利君

紹介)(第六九四号)

は本委員会に付託された。

三月十六日

同和对策充実強化に関する陳情書(金沢市広坂

二の二の一石川県議会内米沢利久)(第一号)

青少年の健全育成対策に関する陳情書(東京都

新宿区西新宿二の八の一東京都議会内小林莞爾

外九名)(第二号)

公務員完全週休二日制の実現に関する陳情書外

三件(大津市御陵町三の一大津市議会内細川源

太郎外三名)(第三号)

全ての公務員が安心して休める有給保障の育児

休業法に関する陳情書(仙台市青葉区柏木一の

二の四五高橋浩太郎)(第四号)

恩給欠格者対策の充実・強化に関する陳情書

(北海道函館市東雲町四の一三函館市議会内本

間新)(第五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別

措置に関する法律の一部を改正する法律案(内

閣提出第二二二号)

○板井委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地域改善対策特定事業に係る国の財

政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法

律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。岩崎總務庁長

官。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別

措置に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○岩崎國務大臣 ただいま議題となりました地域

改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に

関する法律の一部を改正する法律案について、そ

の提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

願いますと、同和对策事業特別措置法の制定以

来、地域改善対策特別措置法及びそれに引き続く

現行法の施行と、過去二十三年間にわたる関係諸

施策の推進の結果、生活環境を初めとして対象地

域の実態は相当改善され、その成果は全体的には

着実に進展を見ております。

現行の地域改善対策特定事業に係る国の財政上

の特別措置に関する法律は、昭和六十二年に、一

般対策への円滑な移行のための最終の特別法とし

て制定されたものであり、本年三月末日をもって

効力を失うことになっております。

しかしながら、一部に事業の取り組みがなおお

くれている地域が見られること等により、平成四

年度以降の物的な事業量が相当程度見込まれ、ま

た、啓発等非物的な事業の面におきましてもなお

今後とも努力を続けていかなければならない状況

にあります。

政府といたしましては、昨年十二月の地域改善

対策協議会の意見具申を尊重し、このような問題

の早期解決を図るためには、現行法の制定の趣旨

を踏まえ、平成四年度以降においても、真に必要な

事業に限って国の財政上の特別措置を講じ、そ

の円滑かつ迅速な遂行を図ることが必要であり、

このため、この法律案を提案することとした次第

であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げ

ます。

第一に、現行の地域改善対策特定事業のうち、

平成四年度以降におきましても引き続き実施する

ことが特に必要と認められるものを政令で定める

ことといたします。

ほか、特に円滑かつ迅速に遂行されることが見込まれる一部の事業につきましては実施の時期を繰り上げることとしております。

第二に、事業に要する経費について、地方公共団体の財政負担を軽減するため国の財政上の特別措置を引き続き講ずることとし、現行法の有効期限を五年間延長するほか、所要の経過措置を設けることとしております。

今回の意見具申で指摘されたように、政府としても、同和問題は憲法に保障された基本的人権の問題であり、二十一世紀に差別を残してはならないというかたい決意を持って、地方公共団体、国民と一体となった取り組みに全力を尽くしてまい

る所存であります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願いを申し上げます。

○櫻井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後零時七分散会

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」、「昭和六十六年度」を「平成三年度」、「昭和六十七年度」を「平成四年度」に改め、同条に次の三項を加える。
3 前項本文の規定にかかわらず、地域改善対策

平成四年四月二日印刷

平成四年四月三日発行

特定事業のうち平成三年度以前の実施状況等に照らし平成四年度以降においても引き続き実施することが特に必要と認められるものとして政令で定めるもの(そのうち特に円滑かつ迅速に遂行されることが見込まれるものとして政令で定めるものにあつては、平成六年度以前の年度に工事着手したものに限る。以下「特例事業」という。)については、この法律の規定は、平成九年三月三十一日までの間に限り、なおその効力を有する。ただし、平成八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成九年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び平成八年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成九年度以降の年度に繰り越されるものにより実施される特例事業については第三条から第五条までの規定、平成四年度から平成八年度までの間に特例事業の財源に充てるため発行を許可された地方債については第五条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

4 第二項本文の規定にかかわらず、特例事業以外の地域改善対策特定事業のうち、平成三年度以前の年度に工事着手したものであつて平成四年三月三十一日においてその工事を完了していないもので政令で定めるものについては、第三条及び第四条の規定は、平成九年三月三十一日までの間に限り、なおその効力を有する。

5 第二項本文の規定にかかわらず、前項に規定する地域改善対策特定事業の財源に充てるため発行を許可された地方債については、第五条の規定は、なおその効力を有する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

平成三年度以前の事業の実施状況等にかんがみ、地域改善対策特定事業のうち平成四年度以降においても引き続き実施することが特に必要と認められるものについて、その円滑かつ迅速な遂行

を図るため、当該事業に係る経費に対する特別の助成等国の財政上の特別措置を継続して講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局